

## 平成31年度の組織・執行体制の概要について

### 1 平成31年度組織・執行体制の考え方

人口減少・少子高齢化、情報化の進展などの社会情勢の変化や、市民ニーズが多様化・複雑化する中、さまざまな行政課題に対応するに当たり、行政組織内における横断的な相互連携の重要性はますます高まっています。

このような諸課題に適切に対応し、持続可能なまちづくりの実現に取り組むため、限られた人材と財源を最大限に生かし、多様化する行政課題に対して迅速かつ柔軟に対応するとともに、簡素で効率的な、市民に分かりやすい組織・執行体制並びに行政運営のさらなる効率化及び体制強化を図るため、組織改正を行うものです。

さらに、地域医療の充実・強化、中学校完全給食の実施、教育水準の向上、小田急4駅周辺のにぎわい創造、新東名・246バイパスの最大活用など本市の重要課題への対応に係る体制をさらに充実させるものです。

### 2 部局ごとの改正

#### (1) 政策部

多様化する行政課題に的確に対応するため、政策部が財政部門及び広報広聴部門を所管します。

今後の予測困難な社会情勢を踏まえ、柔軟で機動的、組織横断的な事業の推進や、人口減少社会における行財政運営への転換に向けた体制をより強化し、また、広報広聴部門を所管することにより市民ニーズの変化に敏感に対応できる、変化に強い体制とします。

<b>政 策 部</b> 5課 10担当	◎総合政策課	-総合政策担当	政策調整担当	はだの魅力づくり担当
	行政経営課	-行政経営担当	公共施設マネジメント担当	統計担当
	財政課	-財政担当		
	広報広聴課	-広報戦略担当	広聴担当	
	秘書課	-秘書担当		

#### ア 政策の総合調整機能の強化

「総合政策課」を設置し、人口減少・少子高齢社会における持続可能なまちづくりを見据えた新総合計画の策定・進行管理に取り組み、政策の総合調整機能をさらに強化します。

また、同課に「はだの魅力づくり担当」を新設し、新東名高速道路や秦野厚木バイパス開通も見据えた、表丹沢一体を対象とする本市の魅力

づくりに関する構想を策定し、組織横断的に取組む体制とします。

### イ 行財政改革の集約化

行政経営課に公共施設マネジメント担当を設置し、公共施設マネジメントについて、行財政改革と一体として進める体制とします。今後の地域経営のあり方についての検討も進めながら、引き続き行財政の最適化を推進します。

### ウ 広聴機能の強化

市民ニーズの変化に敏感に対応できる変化に強い組織とするため、広報課に広聴担当を設置し、広聴機能を集約して、市民要望等を政策に反映させる体制を強化します。

## (2) 総務部

法制部門、人事部門、情報系部門など内部事務系の部門を統括する総務部を設置します。より合理的で、基礎・基本に忠実な内部体制とします。

<b>総務部</b> 8課 17担当	◎文書法制課	文書法制担当	コンプライアンス推進担当	
	— 人事課	— 人事管理担当	研修担当	給与厚生担当
	— 財産管理課	— 財産管理担当		
	— 情報システム課	— ICT推進担当	情報システム担当	オープンシステム推進担当
	— 契約検査課	— 契約担当	検査担当	
	— 市民税課	— 税制収納管理担当	市民税担当	
	— 資産税課	— 土地担当	家屋償却資産担当	
	— 債権回収課	— 債権回収第一担当	債権回収第二担当	

### ア コンプライアンス推進体制の強化

コンプライアンス推進基本方針に基づき、全ての職員が公務員としての高い倫理意識と、全体の奉仕者としての自覚を持ち、組織としてコンプライアンスの推進に取り組むことで、市民との信頼関係の構築を図るため、文書法制課にコンプライアンス推進担当を設置し、組織力の強化を図ります。

### イ 職員研修体制の強化

能力主義を重視し、市民に期待され信頼される職員の醸成と活気あふれる市役所づくりを進め、人口減少・少子高齢化など将来の社会情勢の変化に対応できる職員を育成するため、人事課に研修担当を設置します。

### ウ 電子市役所の推進

情報システム課にICT推進担当を設置し、急速に進む情報の電子化に対応するとともに、業務のIT化を進め、合理的な業務推進体制を構

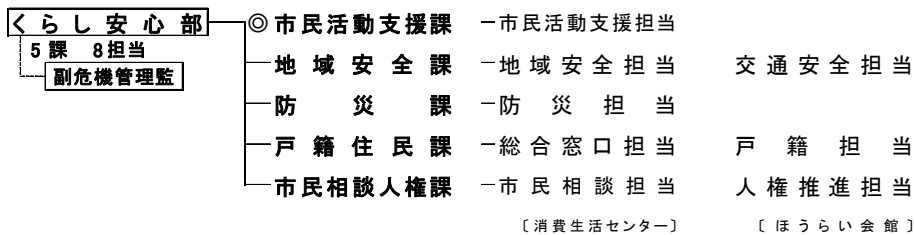
築します。

## エ 契約と検査業務の統合

業務の効率化を図るため、契約課と検査課を統合した契約検査課を設置します。

### (3) くらし安心部

市民協働部門、危機管理部門、相談部門などを所管し、市民とともに進める協働によるまちづくりを推進します。



#### ア 危機管理体制の見直し

くらし安心部長は危機管理監を兼務し、副危機管理監として、建設部長、上下水道局長及び消防長を充てることにより、災害等において、より効果的に対応できる体制とします。

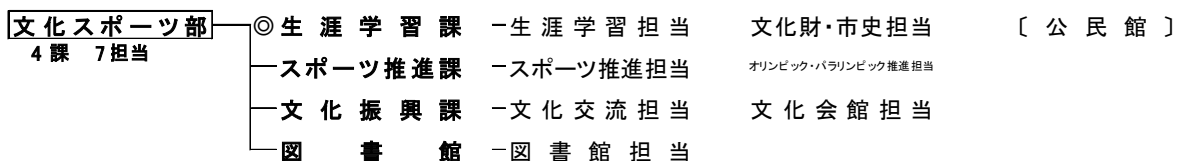
また、くらし安心部が市民協働部門を所管することから、市民の「自助・共助」の意識をさらに向上させ、市民の安全・安心のための環境を充実します。

#### イ 市民協働の充実

今後、協働のまちづくりのさらなる充実と、地域を支える人材の発掘・育成が求められることから、市民活動支援課を市民活動に特化した組織とします。

### (4) 文化スポーツ部

市民の学びの場の充実や、文化財の活用、オリンピック・パラリンピックを通じた文化・スポーツの振興により、市民の郷土愛を育み、自ら地域を支える土壌を醸成します。



#### ア 生涯学習と文化行政の充実

生涯学習と文化について、生涯学習課及び文化振興課を設置すること

により、それぞれの施策の充実を図ります。特に文化部門については文化振興、都市交流及び文化会館の組織を集約し、一元化を図ります。

## イ オリンピック・パラリンピックを通じたスポーツの振興

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツの振興を図るため、スポーツ推進課にオリンピック・パラリンピック推進担当を設置します。

## (5) 福祉部

人口減少・少子高齢化による社会保障費の増加を見据え、高齢者、障害者、生活困窮者等を社会全体で支え合う共生社会の実現を図るための体制とし、将来にわたり持続可能な地域社会の実現を目指します。

<b>福 祉 部</b> 5課 13担当	◎地域共生推進課	-福祉総務担当	共生社会推進担当	(地域共生推進課付)
	生活援護課	-援護第一担当	援護第二担当	生活支援担当
	高齢介護課	-高齢介護計画担当	介護保険担当	高齢者支援担当
	障害福祉課	-医療給付担当	自立支援担当	
	国保年金課	-国民健康保険担当	後期高齢者医療担当	国民年金担当

### ア 共生社会の実現に向けた体制の充実

共生社会実現に向け、地域共生推進課を設置し、関係課との連携強化を図りつつ、共に支えあう地域社会の実現を目指します。

### イ 超高齢社会を見据えた体制の充実

超高齢社会、地域包括ケアや国の社会保障制度見直しなども踏まえ、高齢介護課を高齢介護計画担当、介護保険担当及び高齢者支援担当に再編します。

## (6) こども健康部

就学後児童に係る所管等を整理し、子育て施策をより充実する体制とします。

<b>こども健康部</b> 5課 9担当	◎子育て総務課	-子育て総務担当	手当・助成担当	
	保育こども園課	-保育・給付担当	認定・入所担当	[こども園]
	こども家庭支援課	-親子健康担当	こども若者相談担当	[青少年相談室]
	こども育成課	-地域子育て担当	放課後児童担当	[こども館]
	健康づくり課	-健康づくり担当		

### ア 保育こども園課の再編

平成31年10月から実施される幼児教育・無償化を効率的に推進するため、保育・給付担当と認定・入所担当に再編します。

## イ 放課後児童対策の集約

こども育成課に児童ホーム及び児童館の所管を集約し、その健全育成を一体的に推進します。

## (7) 環境産業部

本市の地域資源である名水の利活用、4 駅周辺のにぎわい創造など、充実を図るべき施策や、環境共生、生活環境の向上など直面する諸課題に対応するとともに、豊かな自然環境を生かした持続可能なまちづくりを進める体制とします。

<b>環境産業部</b> 6 課 14 担当	◎環境共生課	-環境総務担当	秦野名水担当	森林里山担当
	環境資源対策課	-資源化推進担当	業務管理担当	
	生活環境課	-生活環境担当	環境指導担当	
	産業振興課	-にぎわい創造担当	商業振興担当	工業振興・労政担当
	農業振興課	-農業振興担当	農業支援・鳥獣対策担当	
	観光振興課	-観光振興担当	弘法の里湯担当	〔名水はだの富士見の湯〕

## ア 環境関係課の再編

浄化槽、ペット、墓地及び公害系（地下水を除く。）の事務を統括する生活環境課を新設します。また、環境共生課を設置し、森林づくり課を統合するとともに、秦野名水の利活用を推進します。これらにより、秦野の豊かな自然環境を生かしたまちづくりを進める体制を強化します。

## イ 4 駅周辺のにぎわい創造の推進

産業振興課のにぎわい創造担当を設置し、重要課題である4 駅周辺のにぎわい創造について、関係部局との連携を強化して、さらなる推進を図ります。

## (8) 都市部

建設部も含め、インフラ施策に係る計画部門と事業実施部門の所管等の見直しを行い、人口減少を見据えた都市基盤整備を行い、持続可能なまちづくりを進めます。都市部は、まちづくりに係る諸計画を所管するものとし、都市整備課にインター周辺整備担当を置き、その着実な推進を図るほか、公共交通施策と住宅施策の充実を図り、公共建築課においては施設保全計画の策定、公共施設全般の維持管理に係る技術支援等を行うこととします。

<b>都 市 部</b> 6課 14担当	◎まちづくり計画課	-都市総務担当	都市計画担当	
	-都市整備課	-市街地整備担当	インター周辺整備担当	
	-交通住宅課	-公共交通担当	住宅担当	空家・空地担当
	-開発指導課	-開発調整担当	開発審査担当	
	-建築指導課	-建築指導担当	建築審査担当	
	-公共建築課	-建築担当	設備担当	保全計画担当

### ア インター周辺整備の体制強化

都市整備課にインター周辺整備担当を設置し、戸川地区の区画整理組合への支援等を強化します。

### イ 交通住宅課の新設

公共交通及び住宅施策（市営住宅等を含む。）を担う交通住宅課を新設して、空家・空地施策も含めて所管し、人口減少を前提とした施策の推進を図ります。

### ウ 公共建築課の新設

建築職の採用が困難な状況を踏まえ、公共施設の建築、維持補修等に係る技術的業務を集中して所管する公共建築課を新設します。また、公共施設保全に係る中長期的な計画を策定する保全計画担当を置き、将来負担の平準化を図ります。

## (9) 建設部

インフラ施策に係る事業実施部門として所管等の見直しを行います。また、公園の維持管理を集約した公園課を設置します。

<b>建 設 部</b> 5課 11担当 新東名・246バイパス 事業推進担当 参事	◎建設総務課	-建設総務担当	土木許認可担当	
	-建設管理課	-保全担当	維持管理担当	農業土木担当
	-道路整備課	-道路計画担当	道路整備担当	用地・狭あい担当
	-公園課	-公園緑地担当	維持管理担当	〔総合体育館・おおね公園〕
	-国県事業推進課	-国県事業推進担当		

(課長は建設総務課長が兼務)

## ア 土木業務の技術的支援

土木職の採用が困難な状況を踏まえ、他部等における土木業務の技術的支援を一体的に担う体制とします。

## イ 公園課の新設

公園を一体的に管理運営するため、それを所管する公園課を新設し、合理的な管理運営を行う体制とします。

### (10) 議会局

議会事務局を議会局とし、議会の立場とその独立性を主張するとともに、さらに積極的に議員を補佐する役割を担っていくため、事務局機能の強化・充実を図るものです。課制とし、議会局に議事政策課を置き、政策調査担当を新たに設けます。

<b>議 会 局</b> 1 課 3 担当	—	<b>議 事 政 策 課</b>	- 議会総務担当	議 事 担 当	政 策 調 査 担 当
--------------------------	---	------------------	----------	---------	-------------

### (11) 教育委員会

中学校完全給食の実施及び教育水準の改善・向上を図るため、組織・執行体制を見直し、教育施策の強化を図ります。

<b>教 育 部</b> 5 課 9 担当	◎ <b>教 育 総 務 課</b>	- 教育総務担当	施 設 管 理 担 当	
		[ 幼 稚 園 ]	[ 小 学 校 ]	[ 中 学 校 ]
	— <b>学 校 教 育 課</b>	- 学 務 担 当	保 健 給 食 担 当	中 学 校 給 食 担 当
	— <b>教 職 員 課</b>	- 教 職 員 担 当		
	— <b>教 育 指 導 課</b>	- 学 習 支 援 担 当	教 育 支 援 担 当	
	— <b>教 育 研 究 所</b>	- 教 育 研 究 担 当		
		( 所 長 は 教 育 指 導 課 長 が 兼 務 )		

## ア 中学校完全給食の実施に向けた体制の強化

中学校完全給食の実施に向け、体制を強化するため、学校教育課に中学校給食担当を設置します。

## イ 教育水準の改善・向上に向けた体制の強化

教員人事や教職員の多忙化対策を担うため、教職員課を新設します。また、教育指導課を学習支援担当及び教育支援担当の2担当制とし、教育水準の改善・向上に向けた体制の充実を図ります。

### (12) 消防本部

消防総務課庶務担当を消防総務担当に改めます。その他の組織については、新東名高速道路開通に伴い、平成32年度に見直しを図ります。

#### 4 組織数

年 月 日	組 織		
	部等	課	担当
平成 30 年 4 月 1 日	1 5	6 9	1 4 7
平成 31 年 4 月 1 日	1 3	6 9	1 5 7

※平成30年度の組織において「部相当」であった「危機管理監」は兼務とし、「市民部専任参事」は廃止することから、実質的に2部の削減となります。

#### 5 担当参事職の設置について

より横断的で機動的な政策調整を行う組織・執行体制とするため、重要な課題について部局を横断した政策調整を担う「担当参事」（基本は課長兼務）を平成31年度から設置します。

担当参事は、参事と同じ7級としますが、部局を横断する重要な政策課題について、主管部局等の長の下、関係部局との調整や、その政策課題に係る統括を行います。